

さん ごう ちょう
三郷町

だい じ しょう しゃ きほん けい かく
第7次障がい者基本計画

だい き しょう ふく し けい かく
第7期障がい福祉計画

だい き しょう じ ふく し けい かく
第3期障がい児福祉計画

がい よう ばん
概要版

れい わ ねん がつ
令和6年3月
さん ごう ちょう
三郷町

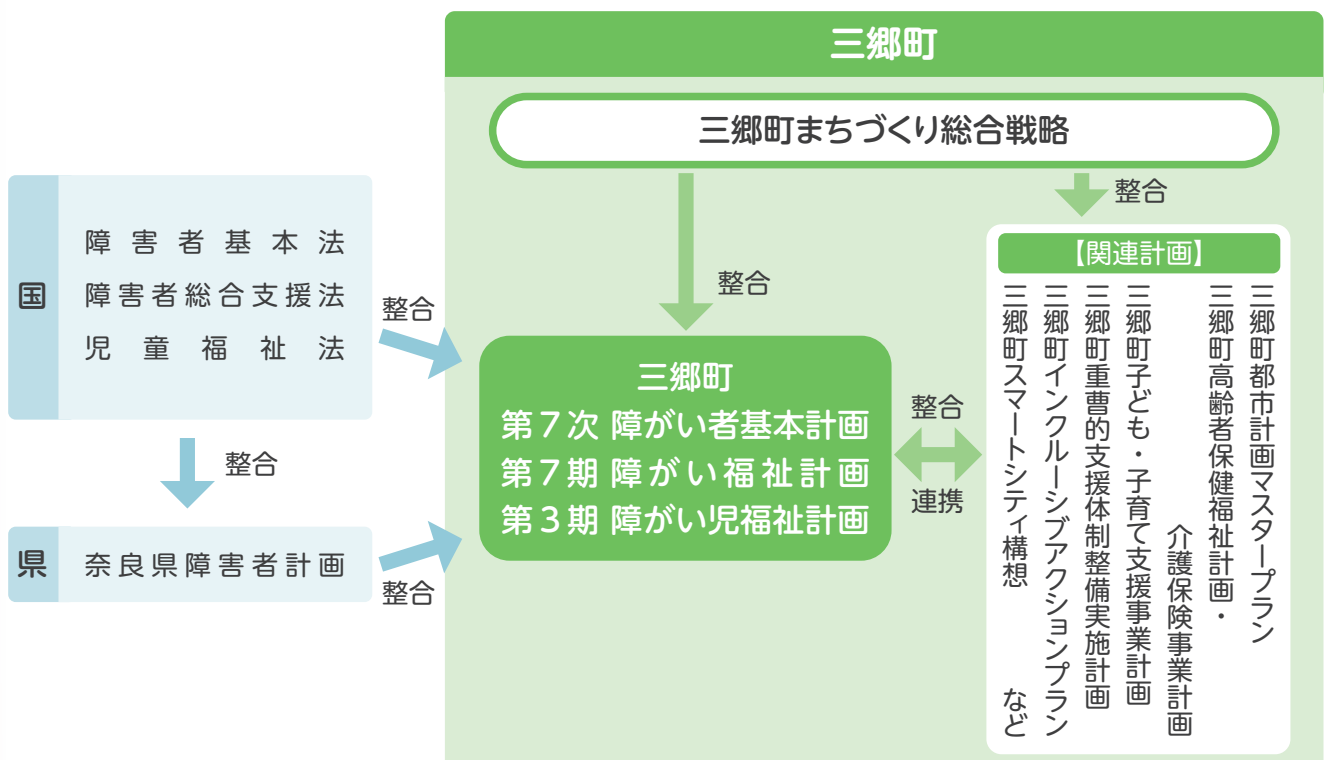
三郷町 第7次障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画とは？

「障がい者基本計画」は、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、住民、関係機関・団体、事業所、町が、それぞれに活動を行うための指針となります。

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障がい福祉施策を円滑に実施するために、計画期間である令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）の障がい福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画となります。

	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
内 容	障がい者施策の基本方針について定める計画	障がい福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障がい児通所支援等の提きょうたいせい供体制とその確保策を定める計画
計画期間	6年間	3年間	3年間

また、本計画は国や県の計画に基づくとともに、本町の最上位計画であり、まちづくりの基本方針である「三郷町まちづくり総合戦略」や、その他関連計画との連携・整合を図ります。



第7次 障がい者基本計画で取り組んでいくこと

☆☆ 計画がめざすこと ☆☆

“インクルーシブ”と“その人らしく暮らせるまち”の推進

障がい者施策を考えていく方向性として、「ノーマライゼーション」の考え方からさらに一歩進み、すべての人を社会の構成員として包み、支え合い、共に生きる社会を目指し、障がい者が必要なサービスや支援を受けながら、地域でその人らしく生活し、社会参加できるまちづくりを推進します。

1 障がいへの理解の促進

障がいのある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合う地域共生社会を目指し、障がいに関する理解を深めるための広報・啓発や学ぶことができる機会の充実、さまざまな場所・機会での多様な媒体を活用した情報の発信を行います。

また、障がいのある人に対する差別などの権利侵害を防ぎ、障がいのある人の自己決定を尊重するための取り組みや支援等、権利を擁護する取り組みを推進します。

まち とりく 町の取り組み

- (1) 障がいに関する正しい理解の促進
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 地域福祉ネットワークの推進

2 生活支援施策の充実

障がいのある人が自らの選択に基づき、地域で安心して生活ができるよう、相談支援事業所の一層の周知を図るとともに、障がいのある人のニーズに応じた相談・生活支援体制の充実・強化に努めます。

また、施設や病院に入所・入院している障がいのある人が、本人の希望に応じて地域生活を送られるよう障がい福祉サービス等の基盤整備を計画的に進めます。

まち とりく 町の取り組み

- (1) 相談支援体制の強化
- (2) 障がい福祉サービス等の充実
- (3) 経済的自立の支援

3 生活環境の整備

障がいのある人にとって社会参加の妨げとなっている生活環境上の障壁（バリア）を取り除くとともに、誰もが安全・安心に生活できるよう、ハード・ソフト両面での社会のバリアフリー化を推進するとともに、インクルーシブの視点に立ったまちづくりを推進します。

また、災害時等の緊急時における障がいのある人が必要とする支援体制の構築に向けて、日ごろからの防災意識の醸成や地域で助け合うことができる地域コミュニティの形成を図ります。さらに、移動支援については、障がいのある人のニーズに応じた対応に努めます。

まち とりく 町の取組み

- (1) 住宅、建物等の環境整備
- (2) 移動に関する環境整備
- (3) 防災、防犯対策の推進

4 教育・育成の充実

保健・医療・福祉の密接な連携のもと、障がいの早期発見、相談、指導、通園・通所、さらに教育へといった流れがスムーズに行われるよう、早期療育の充実を図ります。

また、障がいの種類は多岐にわたっていることから、教職員等に向けた学ぶ機会の提供を行うとともに、障がいのある児童・生徒の個々の教育的ニーズに応じた教育・育成体制の充実を図ります。

まち とりく 町の取組み

- (1) 一貫した支援体制の整備
- (2) 就学前教育・保育・療育の充実
- (3) 小・中学校教育の充実
- (4) 発達障がいのある児童・生徒に対する支援の充実
- (5) 休日・放課後活動の充実



5

しゅうろう しゃかいさんか そくしん

就労・社会参加の促進

障がいのある人がスムーズに情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、障がいの特性に配慮したさまざまな方法による情報提供や意思疎通支援の充実など、情報の利用のしやすさを向上していきます。

また、手話通訳や要約筆記等に対応できる人材の確保・育成に取り組み、障がいのある人のコミュニケーション支援の充実を図ります。

まち とりく
町の取組み

- (1) 障がいのある人の雇用に対する企業等の理解の促進
- (2) 障がいのある人の就労機会や場の拡大
- (3) スポーツ・レクリエーション活動の振興
- (4) 社会参加の促進

6

ほけん いりよう じゅうじつ

保健・医療の充実

障がいの原因のひとつとなる疾病等の予防をはじめ、早期に適切な医療を継続的に受けられる体制づくりに努めます。

また、障がいのある人の心身の健康の保持・増進・回復を図るため、関係機関と連携し、障がいのある人のライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービスの提供体制の充実に努め、地域移行・社会復帰への支援を行っていきます。

まち とりく
町の取組み

- (1) 健康の保持・増進
- (2) 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

7

じょうほう じゅうじつ

情報・コミュニケーションの充実

障がいのある人がスムーズに情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、障がいの特性に配慮したさまざまな方法による情報提供や意思疎通支援の充実など、情報の利用のしやすさを向上していきます。

また、手話通訳や要約筆記等に対応できる人材の確保・育成に取り組み、障がいのある人のコミュニケーション支援の充実を図ります。

まち とりく
町の取組み

- (1) 情報アクセシビリティの確保
- (2) コミュニケーション支援の充実

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画で 取り組んでいくこと(重点項目)

1 施設入所から地域生活への移行促進

一般相談支援事業所や関係機関と連携し、地域での生活を希望する障がいのある人の地域移行や地域定着を支援していきます。

令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者	16人
令和8年度(2026年度)末時点の施設入所者	15人以下
施設入所から地域生活への移行者数	ひとり 1人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

奈良県障害者計画の掲げる数値目標を踏まえ、保健・医療福祉関係者による協議の場を、協議会の定例会を活用して年2回以上開催し、参加者数12人として目標設定及び評価を年1回以上実施します。

また、入院患者の地域移行や、退院後の地域におけるサービス提供体制の確保について協議をすすめ、事例の検討や意見交換を行いながら関係機関のネットワーク体制の強化に努めます。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針を踏まえ、西和7町圏域において1か所設置に向けてワーキングチームの活動を継続し、西和7町障害者等支援協議会の定例会を活用しながら年1回以上の運用状況の検証及び検討を実施します。

4 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

また、就労定着支援の利用につながらない(当事者が希望しない)ケースもあることから、一般就労への移行促進を図るとともに、定着支援についても当事者の意向に寄り添いながら対応していきます。

令和8年度(2026年度)における就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数	3人
令和8年度(2026年度)における就労定着支援を利用する人数	ふたり 2人

5

そうだしえんたいせい じゅうじつ きょうかとう

相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等の取組みについては、西和7町及び委託相談支援事業所と協働しながら体制整備に努めます。

ちいき そうだしえんじぎょうしゃ たい ほうもんとく せんもんてき しどうじょうげん 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言	かいじょう 1回以上
ちいき そうだしえんじぎょうしゃ じんざいくせい しえん 地域の相談支援事業者の人材育成の支援	かいじょう 2回以上
ちいき そうだんきかん れんけいきょうか とりく 地域の相談機関との連携強化の取組み	かいじょう 2回以上

6

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

西和7町において、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有・分析のための協議を各年4回以上実施します。また、協議の場を活用し、圏域での情報共有を図るとともに、職員の資質向上を図ります。

7

障がい児支援の提供体制の整備等

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については西和7町の圏域における1ヶ所の児童発達支援センターの設置と連動させ、引き続き協議してまいります。

施設の持つ専門的機能を活かして、地域で暮らす障がい児やその家族への相談、児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児相談支援などの機能を備えた地域の中核的な療育支援施設を検討しています。

医療的ケア児等に関するコーディネーターは、西和7町による圏域で1人以上の配置を目標とします。



けいかく すいしんたいせい しんこうかんり 計画の推進体制と進行管理

1 けいかく しんこうかんり 計画の進行管理

けいかく そく しさく てんかい えんかつ おこな しよう ひと かんけいだんたい さんかく え せっち
計画に即した施策の展開が円滑に行われるよう、障がいのある人や関係団体の参画を得て設置
さんごうちょうしょうがいしゃしさくすいしんきょうざいかい いけん き じゅうみんふくしか けいかく しんこうかんり おこな
する「三郷町障害者施策推進協議会」の意見を聴き、住民福祉課により計画の進行管理を行って
しさく しんちよくひょうか ひつよう おう とりく みなお おこな
いきます。また、施策の進捗評価により、必要に応じて取組みの見直しを行います。

2 けいかく すいしんたいせい 計画の推進体制

(1) しよう ひと じりつ れんけい 障がいのある人の自立と連携

しよう ひと ちいき なか じりつ せいかつ しよう ふくし じゅうじつ
障がいのある人が、地域の中で自立した生活ができるように、障がい福祉サービスを充実さ
しよう しゃどうし しよう しゃだんたい ちいき こうりゅうおよ れんけい そくしん
せるとともに、障がい者同士、障がい者団体、地域との交流及び連携を促進します。

(2) ちょうない けいかく すいしんたいせい 庁内における計画の推進体制

ほんけいかく ちゃくじつ じっし た ぶもんべつけいかくとう せいごうせい はか ちょうないかんけい
本計画を着実に実施していくため、他の部門別計画等との整合性を図るとともに、庁内関係
ぶもん れんけい ふか けいかく そうごうてき すいしん はか
部門との連携を深め、計画の総合的な推進を図ります。

(3) かんけいだんたい じゅうみん きょうりよくたいせい 関係団体、住民との協力体制

しよう ひと く しゃかい じつげん ちょうぎょうせい しさく じゅうじつ
障がいのある人が暮らしやすい社会を実現するためには、町行政による施策の充実とともに、
ちいき じゅうみん かだい ひとびと く しゃかい けいせい む と く
地域住民の課題として、すべての人々がともに暮らしやすい社会の形成に向けて取り組むこと
もと
が求められます。

しよう しゃかんれんだんたい そうだんしえんじぎょうしょ ていきょうじぎょうしょ しゃかいふくしきょうざいかいとう
そのため、障がい者関連団体や相談支援事業所、サービス提供事業所、社会福祉協議会等
かんけいだんたい じゅうみん やくわり にな しゅたい きょうどう すず かくしゅじぎょう すいしん はか
の関係団体と住民のそれぞれが、役割を担う主体として協働を進め、各種事業の推進を図りま
す。

(4) くに けん かんけいきかん れんけい 国・県、関係機関との連携

しよう ひと かん しさく くに けんおよ せいわ ちょう れんけい そうごうてき
障がいのある人に関する施策については、国・県及び西和7町との連携をもとに、総合的
こうかてき じっし はか
かつ効果的な実施を図ります。

さんごうちょうやくばじゅうみんふくし ぶじゅうみんふくしか
三郷町役場住民福祉部住民福祉課

〒636-8535 生駒郡三郷町勢野西1丁目1番1号 TEL 0745-73-2101 FAX 0745-73-6334